

請願第15号

請 願 書

平成28年2月26日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市中町15番32号
郡山市中央商店街振興組合
理 事 長 齋 藤 淳 宏
空き店舗遊休資産活用部会
部 会 長 鈴 木 宏 秋

紹介議員 筋 内 好 彦
蛇 石 郁 子
遠 藤 義 裕
遠 藤 敏 郎

福島県が制定した補助金「外資系進出企業投資支援事業補助金」を補
完する郡山市独自の補助金の制定について

〔請願趣旨〕

別紙資料Ⅰに示された標題の補助金を活用して、医療関連の台湾系事業者と再生可能エネルギー関連のベルギー系事業者が各一社、それぞれいわき市と福島市に設立されることが、本年1月6日付福島民友新聞等において報道されました。

当該補助金は福島県の復興をリードする成長産業と位置付けられた「医療関連産業」「再生可能エネルギー関連産業」「ロボット関連産業」の集積を進めるために極めて有効である、と考えられますが、その対象を外資系企業に限定しています。

上記三分野の重要産業における最先端の技術研究開発施設は現在建設中のものも含めれば全て郡山市内に在り、今後、開発された技術の実用化、製品化、さらに量産化には極めて多くの事業者及び人員が関係するものと思われます。外資系企業はもとより、国内企業をも含めて郡山市内にその集積を誘導し、活発な人的交流を促進し、もって当該重要産業の発展を補助することが、郡山市民に課せられた復興再

生への使命と考えます。その後続くものとして、他の様々な業種の活性化さらには定住人口の増加も実現可能と判断いたします。

よって、以下、お願いいたします。

[請願事項]

福島県の制定した当該補助制度を補完するための、同様の趣旨の補助制度を、外資系企業に限らず国内企業全般をもその対象として、郡山市内全域に進出促進することを目的として制定すること。

[別紙資料 I]

福島県に新たに進出する外資系企業の皆様を大募集します！！

福島県では「医療関連産業」「再生可能エネルギー関連産業」「ロボット関連産業」を、復興をリードする成長産業と位置付け、関連企業の集積を進めております。

今般、上記3分野に関連する外資系企業の皆様に、本県への立地・進出をご検討いただくため、下記補助金を創設いたします。国内ではこれまでにない規模の補助制度ですので、国内で新たに各種拠点（研究開発／製造／販売／営業等）の整備をお考えの皆様におかれましては、ぜひ御一考いただけますよう、お願いいたします。

1 申請期間

平成27年4月1日（金）～平成28年1月29日（金）

※ 申請受理順に審査します。予算額に達し次第公募を終了します。

2 対象企業

- (1) 外資系企業（出資金の割合の2分の1以上が外国企業である法人）であること。
- (2) 「医薬品関連産業」、「医療機器関連産業」、「再生可能エネルギー関連産業」、「ロボット関連産業」のいずれか1つ以上を営むこと（製品／部品／技術提供は問いません）。
- (3) 福島県内に初めて製造、研究開発、販売等の施設を立地する企業であること。

3 補助対象額・補助率

- (1) 補助対象額
1社につき上限28,000千円
- (2) 補助率
3／4

4 主な補助対象経費

- (1) 新たに賃借した事業用施設の賃借料、光熱水費
- (2) 医薬品医療機器等法等の経営コンサルタントへの委託料
- (3) 社員等の人材募集にかかる経費
- (4) 日本法人設立や登記、従業員の在留資格取得にかかる経費
- (5) ほか事務経費等

5 主な申請要件

- (1) 新たに賃借する施設の賃貸借契約について、以下の要件を満たすこと。
 - ア 交付決定後概ね1か月以内に締結可能であることとします。
 - イ 締結日から3年以上福島県にて事業を行うこととします。
 - ウ 対象施設の賃借面積は40㎡以上とします。
 - エ 福島県内に製造工場や研究等の拠点を設置する構想があることとします。
- (2) 新たに賃借する施設について、本店又は支店登記を交付決定後概ね1か月以内に申請可能であること。
- (3) 交付申請前に交付申請書の案及び添付資料案を準備のうえ、事務局との間で十分な事前相談を行うこと。

6 採択までの流れ

- (1) 事務局への事前相談
- (2) 交付申請
- (3) 審査会（福島県庁内での書面審査）にて申請内容の精査
- (4) 採択可否の判定
- (5) 交付決定通知（→事業開始）

7 その他

- (1) 必ず申請前に事務局へ来庁のうえ、ご相談ください。ご相談が無い場合は申請書を受理できません。なお、来庁する方は申請者の代理人でも構いません（日本語が出来る方に限ります）。
- (2) 申請様式は別途定める交付要綱に記載しております。また、詳細は別途募集要領がありますので、ご参考にしてください。

【お問合せ先】

福島県商工労働部医療関連産業集積推進室 海外企業投資促進担当

電話：024-521-7282

E-mail：medical-unit@pref.fukushima.lg.jp

請願第16号

請 願 書

平成28年3月2日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市長者一丁目4番5号
ふくしま復興事業協同組合
代表理事 市 川 良 一

紹介議員 箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
遠 藤 義 裕
飛 田 義 昭
小 島 寛 子
遠 藤 敏 郎

道路除染・ため池等除染業務及び除去土壌等の搬出業務における「郡山市の地元協同組合への発注」についての請願

〔請願趣旨〕

平成23年3月11日に発災した東日本大震災に起因した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、郡山市も放射性物質による環境汚染が発生しました。

このため郡山市においては、「ふるさと再生除染実施計画」に基づき年次計画により、住宅等を対象とした除染業務を発注し、郡山の地元協同組合をはじめとする大手企業など各除染事業者が一丸となり、作業に従事した結果、市民の安全、そして安心して暮らせる環境を取り戻しつつあります。

平成27年度の発注をもって公共施設及び一般住宅等の除染が終了する見込みとなっており、今後除染に係る業務は、道路除染・ため池等除染及び公共施設や個人の敷地に保管されている除去土壌等の搬出業務に移っていくこととなります。道路除染・ため池等除染業務については、これまで一般住宅等除染業務で積み重ねてきた

経験やスキルが活かされるとともに、除去土壌等の搬出業務については、民有地を中心とした作業であり、様々な事象も考えられることから、住民に対する信頼性が今まで以上に大きく求められることとなります。

地元協同組合は、構成組合員の長所を活かし、単一事業者での弱点を補う相互扶助により、多くの人員・人材雇用が可能となり、事業者の大小を問わず、教育・育成による資質向上、高品質での安定的な提供が図られ、迅速性、対応性、信頼性にも相乗効果を発揮できると自負しております。

また、事業者同士の相互扶助・連携による交流は、人材の育成、雇用拡大、企業成長にも繋がり、更には地域経済発展の一助となります。

このようなことから我々、地元協同組合は、今後実施される除染関連業務の円滑な遂行に大きく寄与できるものと自負しておりますので、当該事項について以下のとおりお願いいたします。

[請願事項]

道路除染・ため池等除染及び除去土壌等の搬出業務について「郡山の地元協同組合」に受注する機会を与え、発注すること。

請願第17号

請 願 書

平成28年3月2日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市島一丁目21番1号 伊藤ビル201号
郡山市除染支援事業協同組合
代表理事 内 田 吉 一

郡山市台新一丁目33番5号
郡山地区建設業協同組合
代表理事 二 瓶 重 信

紹介議員 箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
遠 藤 義 裕
飛 田 義 昭
田 川 正 治
遠 藤 敏 郎

除染業務及び除去・保管土の搬出業務における「郡山市に本店のある
地元企業への発注」についての請願

〔請願趣旨〕

平成23年3月11日に発生したマグニチュード9.0の巨大地震に起因する福島第一
原子力発電所の事故により郡山市においても放射能汚染が発生した。

このため、公共施設や住宅除染を推進して、一日でも早く原発事故以前の生活環
境を取り戻し、すべての市民が安心して暮らせることを目的に行政・企業・住民が
一体となり取組んできたところであります。

行政が「郡山市ふるさと再生除染実施計画」に基づき年次計画により除染業務を

発注し、受注する側は大手企業や県内企業並びに地元企業が一体となり作業に従事し、市民は積極的に除染作業に協力することで各々の役割を担ってまいりました。

除染に携わってきた地元企業の多くは、建設業だけでなくいろいろな業種の企業が除染のために結成された協同組合に加入し、また一部は除染共同企業体を組んで作業に携わり、除染推進に貢献してきたところであります。

この結果、平成27年度の発注をもって公共施設及び一般住宅等の除染が終了する見込みとなっており、今後除染に係る業務は、道路・ため池の除染及び公共施設や個人の敷地に保管されている除去汚染土の搬出業務に移っていくこととなりますが、地元企業の多くは除染業務の減少に伴い、培ってきた経験と保有している作業能力から残っている除染業務や除去・保管土の搬出業務を受注・実施したいと考えております。

各分野で活躍されている地元企業は、今後の郡山市を支えていく上で大きな使命を担っており、且つ地元作業員を数多く雇用していることから地域経済を支えております。

また、近年一部県外除染作業員による犯罪や事故の発生が、市民におおきな不安を与えており、その抑止にも効力を発揮しているところであります。

特に、今後実施される住宅地からの除去・保管土搬出業務は、民地での作業であり、且つ作業後の経年沈下等に対する処理も考えられ、住民に対する信頼性が大きく求められることとなります。

つきましては、今後実施される除染業務および除去・保管土の搬出業務については、地域に根差し信頼のある地元企業に発注されることを強く要望するものであります。

[請願事項]

除染業務及び除去・保管されている汚染土の搬出業務について「郡山市に本店を有する地元企業」に発注することで雇用を確保し、地域経済を維持すると共に除染作業員による犯罪を抑止して市民の安全・安心を図ること。

請願第18号

請 願 書

平成28年2月29日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市中田町柳橋字町205

柳橋町内会

会 長 宗 像 亀 明

紹介議員 蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
飛 田 義 昭
遠 藤 敏 郎

放射性物質を含む焼却灰の提供及び焼却灰の除染・減容実証実験施設
建設の中止を求めることについて

〔請願趣旨〕

中田町柳橋地区は、黒石山を頂く自然豊かな地域で子供たちを育み、農林業を営み、かつては黒石山からの御影石を利用した石材加工業が盛んな地域でした。

また、現在は、農業や勤めのかたわら、江戸時代から続く柳橋歌舞伎をはじめ、地元の伝統文化の継承にも地域全体で取り組み、地域活性化を推進しております。

ところが、昨年夏ごろから、公益財団法人原子力バックエンド推進センターが事業を進める「放射性物質を含む焼却灰の除染・減容に向けた実証実験」を実施するための施設建設の動きが柳橋地区の石材工場跡地内で始まっており、また、実証実験に使用する焼却灰は、郡山市から提供してもらう予定であるとのことで、地域住民から不安の声が日増しに高まっております。

原発事故から5年になる今も、放射能空間線量が比較的低いとされる柳橋地区では、放射能への不安が無くなったわけではありません。近くには柳橋保育所や柳橋歌舞伎伝承館があり、豊かな自然環境への影響をはじめ、農林業、観光への影響も危惧されております。

つきましては、自然豊かな柳橋地区において、今後も子供たちや地域住民が安心・安全に住み続けるため、下記事項についてお願いいたしますので、請願の趣旨をご理解いただき、ご対応くださるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 郡山市は、放射性物質を含む焼却灰を、公益財団法人原子力バックエンド推進センターが事業を進める実証実験に提供しないこと。
- 2 郡山市は、放射性物質を含む焼却灰の除染・減容に向けた実証実験の施設建設を中止するよう対処すること。

請願第19号

請 願 書

平成28年3月7日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市田村町徳定字蚕沢31
県中都市計画事業徳定土地区画整理審議会
会 長 浜 津 正 則

郡山市田村町守山字三ノ丸28-2
田村町自治会
会 長 猪 俣 昭 彦

郡山市安積町日出山字神明下43
帝京安積高等学校
校 長 穂 積 良 一

郡山市安積町吉田二丁目90
郡山市安積町自治会長会
会 長 八 代 實

紹介議員 蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
飛 田 義 昭

都市計画道路安積永盛駅前線の幅員（一部）を変更し整備することについて

[請願趣旨]

都市計画道路安積永盛駅前線は、安積永盛駅前の県道須賀川二本松線と都市計画道路笹川大善寺線を結ぶ大変重要な道路であります。

この道路の総延長は830mであり、このうち508mは、幅員16mの都市計画道路として、徳定土地区画整理事業の中で整備を進めております。しかし、残りの322mにつきましては、幅員8mのままの計画になっており、この中に、狭隘な永徳橋（現在W=6m）が含まれています。

永徳橋は、安積永盛駅から、日本大学工学部、日本大学東北高等学校、帝京安積高等学校の学生の他にも、自転車の通学生、一般の通勤者も利用しています。

しかし、狭隘な橋のため、渋滞する通勤車両と自転車、その間を縫って歩く学生などで大変危険な状況となっております。また、車両通行制限（10t）があり道路構造令にも適合していないため、郡山駅発の定期バスは、日本大学工学部を經由し永徳橋のたもとで折り返し運行となっております。

このような状況の中、国土交通省東北整備局福島河川国道事務所による阿武隈川御代田地区堤防整備に係る用地測量・調査を行っており、次年度から用地買収に入り堤防整備を進めている状況にあります。

この、堤防整備が完成すれば、バスの折り返しをするための用地確保が出来なくなり、バスの運行は、日本大学工学部までの折り返し運行となることが予想されます。

高齢社会が進む現在、公共交通は重要な住民の足となるのは周知のとおりであり、将来の懸念ともなり得ると考えます。

阿武隈川堤防整備、徳定土地区画整理事業が行われている現状を踏まえ、安全で円滑な道路交通を確保するため、安積永盛駅前線の計画幅員8mの部分を土地区画整理事業と同じ幅員16mに変更し、阿武隈川堤防整備と整合性を図り早急に整備をしていただきたくお願いいたします。

[請願事項]

- 1 都市計画道路安積永盛駅前線の計画幅員8mの部分を徳定土地区画整理事業計画に合わせ幅員16mに変更すること。
- 2 上記変更部分を、阿武隈川堤防整備と合わせ整備すること。

請願第20号

請 願 書

平成28年3月7日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市虎丸町7-7
郡山地方労平和フォーラム
議 長 志 賀 一 幸

紹介議員 箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子

ヘイトスピーチを禁止する法律の制定等の対策強化を求める意見書の
提出についての請願

〔請願趣旨〕

あらゆる分野で差別をなくし、人種等を異にする者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが重要です。

しかるに最近、特定の国や人種・民族に対する差別を煽る「ヘイトスピーチ（差別的憎悪表現）」の被害が後を絶ちません。デモや街宣活動を伴いながら展開されるヘイトスピーチは、いまや、地域で暮らす外国人住民にとって大きな脅威になるとともに、子どもや青少年に教育上の悪影響を与えるなど、大きな社会問題になっています。

在日コリアンの子どもらが通学する京都朝鮮第一初級学校に対するヘイトスピーチをめぐる訴訟では、2014年12月、団体の示威活動が人種差別撤廃条約に言う人種差別に該当し、表現の自由によって保護されるべき範囲を超えていると判断し、損害賠償を命じる判決が確定した。昨年12月には法務省が、東京都小平市の朝鮮大学校前でヘイトスピーチをしたとして「在日特権を許さない市民の会」の元代表に行わないよう初めて勧告を行っています。今年1月15日には大阪市が、抑止を目指す

全国初の条例を制定しました。相次ぐ事態は、全国各地で頻発するヘイトスピーチの深刻さの表れにほかなりません。

日本のヘイトスピーチは、国際社会からも深く憂慮され、対応が強く求められています。2014年7月には国連自由権規約委員会から差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告が、同年8月には国連人種差別撤廃委員会からヘイトスピーチ問題に「毅然と対処」し法規制を行うよう勧告がなされています。今年1月には国連少数者問題に関する特別報告者で、ヘイトスピーチ問題を担当するリタ・イザック氏が初来日し、「差別をなくすための法整備や指導者の取り組みが必要」と指摘しました。

相次ぐ司法・行政判断や度重なる国際社会の指摘に対し、日本政府がこれ以上、見て見ぬふりを続けることは許されません。よって、国においては、国民の人権を擁護するとともに、差別のない多文化共生社会の実現に向け、憲法の保障する集会、結社、言論、出版その他の表現の自由に十分配慮したうえで、ヘイトスピーチの根絶へ向けた法律の制定等の対策を強化されるよう、強く要請します。

よって、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるよう請願いたします。

[請願事項]

2014年8月、国連人種差別撤廃委員会からヘイトスピーチ問題に「毅然と対処」し法規制を行うよう勧告がなされていることなどから、国においては、ヘイトスピーチの根絶へ向けた法律の制定等の対策を強化されること。

請願第21号

請 願 書

平成28年2月29日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市虎丸町7-7
日本労働組合総連合会
福島県連合会郡山地区連合会
議 長 安 藤 和 彦

紹介議員 箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子
遠 藤 敏 郎
大 内 嘉 明

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

〔請願趣旨〕

最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されているとともに、2010年に合意に至った、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」こととされています。

最低賃金の引き上げは、全労働者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却をはかり持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であります。また、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や

若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要な事となります。

現在の福島県最低賃金は、時間額で705円となっておりますが、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく剥離しているとともに、その水準は2007年からの8年間全国水準で31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっております。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 福島県最低賃金については、2010年6月に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図ること。
- 2 福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図ること。
- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
- 4 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

請願第22号

請 願 書

平成28年2月29日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市虎丸町7-7
福島県労働福祉協議会
郡山地区労働福祉協議会
会長代行 安藤和彦

郡山市虎丸町7-7
日本労働組合総連合会
福島県連合会郡山地区連合会
議 長 安 藤 和 彦

紹介議員 箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
岩 崎 真理子
飛 田 義 昭
遠 藤 敏 郎
大 内 嘉 明

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の請願について

〔請願趣旨〕

「奨学金」利用者は年々増加し、現在、大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用しています。その背景は、1つに、大学の授業料の値上げが繰り返され、我が国の学費は世界で最も高い水準になっています。2つに、経済の悪化や雇用制度の変化に伴い、非正規労働者が勤労者の4割となり、親の経済力の低下に伴い、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めるようになっていきます。

一方、卒業しても不安定雇用や低賃金により、返済に苦しむ若者が増加しており、延滞者は33万人に及んでいます。はじめから「安定した収入を得て返済する」という制度の前提が今では大きく崩れているといわざるを得ません。

OECD加盟国34ヶ国の内、半数近くの国は大学の授業料は無償で、32ヶ国に公的な奨学金制度があります。大学の授業料が有償で、国による給付型奨学金制度がないのは日本だけです。

持続可能な社会のために世代を超えて若者を社会全体で支援し、少子・高齢化、人口減少や地方の衰退に歯止めをかける上で極めて重要な課題となっています。

つきましては、下記の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 速やかに大学等において、国として新たな制度運営を前提とした給付型奨学金制度導入と高等学校等含めて拡充を図ること。
- 2 現在の貸与型奨学金制度の改善を図ること。
- 3 大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を図ること。

請願第23号

請 願 書

平成28年3月7日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市静町62-22
福島県退職教職員協議会郡山支部
支 部 長 大 越 博 邦

紹介議員 箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
岩 崎 真理子
飛 田 義 昭
遠 藤 敏 郎
大 内 嘉 明

奨学金制度の充実等を求める意見書の提出についての請願

〔請願趣旨〕

学費が高騰し、一方で世帯年収が下がり続けるなかで、家庭の教育費負担がかつて無く重くなっています。すでに大学生の5割超、大学院生の6割超が何らかの奨学金を受給しなくては、学業を続けられないのが実態です。

わが国の公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は、貸与型の奨学金制度であり、その7割超（貸与金額）が年3%を上限とする利息付の奨学金（第2種奨学金）となっています。

近年、貸与者数および貸与金額が増加を続ける一方で、学生の就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も奨学金の返還が出来ずに生活に苦しむ若者が急増している。同機構は返還期限の猶予や減額返還などの制度を設けているが適用の要件が厳しく、民間サービサー（債権回収会社）による過酷な債権回収などが社会問題ともなっています。

よって、政府において、学習意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわら

ず進学し、安心して学業に専念できる環境を作るため、下記事項について十全の対応をとるよう強く求めます。

よって、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるようお願いいたします。

〔請願事項〕

- 1 高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充し、大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すること。
- 2 無利子奨学金を充実させ、延滞金制度の加算利息についてはさらに引き下げること。
- 3 返還猶予、返還免除、減額返還などの救済制度の周知と拡充をはかり、柔軟に適用させること。
- 4 大学等の授業料減免制度を充実し、高等教育の学費の引き下げをはかること。

請願第24号

請 願 書

平成28年3月7日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市喜久田町字赤沼向4-5
I 女性会議郡山支部
議 長 渡 部 衣 子

紹介議員 箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子
大 内 嘉 明

寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書の提出に
ついての請願

〔請願趣旨〕

寡婦控除は、配偶者と死別又は離婚した後、再度結婚していない人で、子どもを養育しているひとり親等に対し、一定の所得控除を適用する税制優遇制度です。

この寡婦控除は、一度でも婚姻歴があれば、その後未婚で子どもを産んでも適用されるが、様々な事情により、当初から未婚のまま子どもを産み育てている母子世帯には適用されません。

寡婦控除が適用されない合計所得金額が500万円以下の未婚の母子世帯の場合、死別又は離婚の母子世帯と同収入であっても、課税される所得金額が35万円高くなるため、その分所得税が高くなります。また、寡婦控除の影響はそれだけにとどまらず、保育料や公営住宅の家賃の算定等にも及ぶため、未婚の母子世帯と他の母子世帯の間での経済的な格差は拡大しています。

日本弁護士連合会は、この件について未婚の母親たちから人権救済の申し立てを受け、合理的な理由のない差別であり憲法違反だとして、国と母子が居住する自治体に対して経済的苦境を救済するよう要望書を出しています。

非正規雇用者が増える中で、さらに低所得者層が多い母子世帯において、婚姻歴の有無により寡婦控除の対象を分けることは問題であり、母子の人権を守る視点からも、早急に改善すべきです。

民法の分野では、両親が結婚していたかどうかで子どもの相続分に差をつける民法の規定は法の下での平等を定めた憲法に違反するとして最高裁判所大法廷の判断を受け、2013年に政府が提出した民法改正案が成立し、嫡出子と非嫡出子の相続分は同等になった。税制の分野についても法改正が必要です。

よって、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

寡婦控除制度における未婚の母に対する不公平をなくすため、寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大する法律改正を早期に実現すること。

請願第25号

請 願 書

平成28年 3 月 8 日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市大槻町字六角北19番14
郡山地方農民連
会 長 宗 像 孝
紹介議員 岩 崎 真理子

消費税10%への増税中止を求める意見書の提出を求める請願

〔請願趣旨〕

来年4月から社会保障財源の確保と財政再建を名目に消費税を10%に引き上げる法律がすでに決まっています。しかし、いま消費税を引き上げれば消費はさらに冷え込み増税不況に拍車をかけることとなります。勤労世帯の実質収入は減少し、5%から8%への増税による消費支出の減少はいまだ回復していません。

予定通り来年4月から増税が行われれば、たとえ「軽減税率」が実施されても8%への増税が行われた2014年4月からのこの3年間で一人当たり8万1千円、世帯当たりで18万4千円もの増税の網をかぶせることとなります。その一方で社会保障の給付削減と負担増は目白押し状態です。これでは暮らしも経済も大変なことになってしまい財政再建も進みません。

消費税を増税しなくても、所得や資産の能力に応じた「応能負担の原則」にたった税制改革を行い、国民の所得を増やす経済政策に切り換えれば、社会保障拡充の財源は十分確保できます。財政再建の道も切り開かれます。

よって、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるよう請願いたします。

〔請願事項〕

来年4月からの消費税増税を中止すること。

請願第26号

請 願 書

平成28年 3 月 8 日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市安積町荒井字柴宮山55-75
郡山民主商工会
会 長 七 海 実

紹介議員 岡 田 哲 夫

消費税の再増税を中止し、生活費非課税・応能負担の税制を求める意見書提出について

〔請願趣旨〕

安倍首相は、消費税率10%への増税を、景気動向にかかわらず、2017年4月に実施するとともに、黒字の大企業に2年間で約1兆6,000億円も減税することを決めました。一方で消費税増収分の8.2兆円のうち、社会保障の「充実策」には2割にも満たない1兆3,500億円しか使われず、しかも社会保障制度は次々と改悪されています。政府の宣伝が、でたらめであり、法人税減収の穴埋めにされたのが現実です。

8%への増税後さまざまな経済指標が落ち込んでいます。再び増税すれば、国民・中小業者の暮らしが危機に直面することは明らかです。その上、軍事費が過去最高額になるなど、消費税が、安倍政権の推し進める「戦争ができる国づくり」の財源になっていることも大きな問題です。

そもそも消費税は、低所得者ほど負担が重く不公平な最悪の大衆課税です。生活費非課税、応能負担というあるべき税制の原則からすれば「消費税廃止の道」こそ、真剣に検討されるべきです。今、必要なことは税率と免税点を元に戻して中小業者・国民の苦難を軽減すると共に、地域の経済を活性化させ、景気回復すること、消費税を戦費調達税にさせないことです。消費税増税はきっぱり中止すべきです。

よって、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるよう請願いたします。

〔請願事項〕

- 1 2017年4月からの消費税率の10%への引き上げは中止すること。
- 2 消費税の免税点を3,000万円に戻すこと。
- 3 「生活費非課税」「応能負担」の原則に立った税制を実現すること。

請願第27号

請 願 書

平成28年3月8日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市安積町荒井字柴宮山55-75
郡山民主商工会
会 長 七 海 実

紹介議員 岩 崎 真理子

「北朝鮮のミサイル発射に断固抗議するとともに、北朝鮮の核開発政策放棄のために国際社会が一致した取り組みを強化することを求める決議」の議会採択を求める請願書

〔請願趣旨〕

去る2月7日、北朝鮮は我が国をはじめとする関係諸国の自制の求めにもかかわらず、平成24年12月以来となる「人工衛星」と称する事実上の長距離弾道ミサイルを発射した。北朝鮮は、本年1月6日にも核実験を実施し、さらに弾道ミサイル発射を強行したことは、一連の国連安全保障理事会決議及び日朝平壤宣言に明確に違反し、6カ国協議共同声明の趣旨にも反する極めて重大な挑発行為であるとともに、国際社会の平和と安全に対する深刻な脅威をもたらし、断じて容認できるものではない。その後も北朝鮮は国連の非難決議や制裁措置に背を向け、国際世論に敵対する態度を強めているのは極めて遺憾である。

一方、3月7日から韓国において米韓合同演習が行われ、韓国メディアは「北朝鮮の核、ミサイル施設を先制攻撃することも想定している」と報じている。これに対して北朝鮮は「軍事的挑発があれば先制攻撃も辞さない」と「警告」するなど軍事的衝突になりかねない危険な状況になっているのは極めて重大である。北朝鮮の核開発政策を放棄させるためには、国連を中心にした国際社会の制裁措置の徹底など毅然とした対応を強化して、北朝鮮を政治的にも経済的にも孤立させ、対話のテーブルにつかせることが必要である。

日本政府には、この観点に立って、国際的な取り組み強化や6カ国協議の再開などを積極的に働きかけていくことを求めるものである。

[請願事項]

以上の趣旨に立って、郡山市議会として北朝鮮のミサイル発射に断固抗議するとともに、北朝鮮の核開発政策放棄のために国際社会が一致した取り組みを強化することを求める決議をするよう請願いたします。